

# 本文章已註冊DOI數位物件識別碼

## ▶ 文献に見る樟木と樟脳に就いて

doi:10.29714/TKJJ.199903.0008

淡江日本論叢, (8), 1999

作者/Author： 齋藤司良

頁數/Page： 149-162

出版日期/Publication Date：1999/03

引用本篇文獻時，請提供DOI資訊，並透過DOI永久網址取得最正確的書目資訊。

To cite this Article, please include the DOI name in your reference data.

請使用本篇文獻DOI永久網址進行連結:

To link to this Article:

<http://dx.doi.org/10.29714/TKJJ.199903.0008>



*DOI Enhanced*

DOI是數位物件識別碼（Digital Object Identifier, DOI）的簡稱，是這篇文章在網路上的唯一識別碼，用於永久連結及引用該篇文章。

若想得知更多DOI使用資訊，

請參考 <http://doi.airiti.com>

For more information,

Please see: <http://doi.airiti.com>

請往下捲動至下一頁，開始閱讀本篇文獻

PLEASE SCROLL DOWN FOR ARTICLE



# 文献に見る樟木と樟脳に就いて

専任講師 齋藤司良

## I. はじめに

古来、臺灣及び大陸に於いて、「樟脳」の原材として用いられて来た樟木に関して、種々の史料を見ることができるが、本論では、特にその史料を整理し、詳らかにする事によって、かつて、臺灣の主要産物であった樟木及び「樟脳」が、如何なる形で用いられて来たのかを検討するものである。

## II. 文献解題

樟木に関する史料に就いては、以下の通りである。樟木は古くから「豫章」と言われ、豫は「象之大者」即ち“大物”で、章は「大材木」の義とされ、また「畫績之事、青與赤謂之文、赤與白謂之章」即ち樟木之木紋は章の如し、故に豫章と称せられている。

『欽定全唐詩』（第一函 第八冊）杜甫の「贈蜀僧閻丘師兄」①に

豫章夾日月。歳久空深根。（抜粹）

又、「贈王郎司直」に

豫章翻風白日動。鯨魚跋波滄溟開。（抜粹）

と記され、これから豫章即ち樟木は、南海、滄溟の地の産物と見ることができる。

又、「上章左相二十韻」には

豫章深出地。滄海濶無津。（抜粹）

とも記されている。

『御選唐宋詩』（乾隆十六年、一七五一年、梁詩正等編）卷四、李白の「豫章行」②に

胡風吹代馬。北擁魯陽閔。吳兵照海雪。西討何時還。

半渡上遼津。黃雲慘無顏。老母与子別。呼天野草間。

白馬繞旌旗。悲鳴相追攀。白楊秋月苦。早落豫章山。

本為休明人。斬虜素不閑。豈惜戰鬪死。為君掃兇頑。

精感石沒羽。豈云憚險艱。樓船若鯨飛。波盪落星灣。

此曲不可奏。三軍鬢成斑。

どあり、豫章が中原を遠く離れた化外の地の産物として見ることができる。

『淵鑑類函』（康熙四十年、一七〇一年、禮部尚書張英等編）卷四百十五、木部四③  
清代の百科全書である『淵鑑類函』には、その記述は極めて詳細に記されている。

その中で豫章一には、樟木は古くから薬品として庶民生活の中で広く用いられて来たのみか彫刻材、家屋材、器物材として、また楽器の鼓にも用いられていた。

#### 豫章一

本草李時珍曰豫章乃二木名一類二種顏師古曰豫即枕木章即樟木豫即所謂釣樟者也根似烏葉香故又名烏樟 群芳譜曰樟樹高丈余小葉似冉而尖長背有黃赤茸毛四時不凋夏開細花結小子肌理細膩有文故名樟可彫刻氣甚芬烈大者數抱西南處處山谷有之可為居室器物又可製船易長根側分小木種之老則出火種勿近人家 禮斗威儀曰君政訟平豫章常為生..... 荊州記曰山陽郡豫章木徑可伐作鼓 地理志曰豫章郡城南有樟樹長數十丈立郡因以為名至晉永嘉年間大茂 水經曰豫章城之西南有松陽門門內有樟樹高七丈五尺大二十五圍枝葉扶疎垂陰數畝

#### 豫章二

.... 應邵漢官儀曰豫章郡樹生中庭故以名郡以此樹常中枯逮永嘉中一旦更茂豐蔚如初咸以為中宋之徵祥也.... 夷堅續志曰建安麻砂鎮唐劉 手植樟木大十余圍有異人曰此木之榮枯實關劉之盛衰至宋紹定間得樟實三枚有夢先者三拳兩魁後一幹微枯其年劉純沒後枯幹復榮又生黃花三朶是年劉領舉者三人凡有科擢必先見兆因呼瑞樟。

古くから瑞樟と見なされてきた樟木は、その蒼鬱茂盛は一族の榮枯盛衰に関わるのもあった。

#### 豫章三

唐敬括豫章賦曰東南一方淮海維揚爰有喬木是名豫章根坎 天網鬱四氣煥三光蠹縮  
雲聳披離翼張一擢而其秀歎發七年而其材莫當懿夫倚荊衡連楚越廻合湘元之浦分敷吳會  
之闕黯彭蠡而烟垂汨滄波而吹發清艷艷朝灑陽臺之雲翠影亭亭夕皓巫山之月爾其孤幹直  
指交莖亂傾紺葉烟綠朱華日明掩冥靈之光價奪若木之芳榮卉不暇植蔓不及榮總此衆美疇  
與之京嗟乎向若廓君之林池充君之苑囿膏澤即沐鴻休亦覆門柳不可齊華庭梧不能独秀已  
矣.....。

とあり、ここでは樟木の他の樹木では匹敵できないほどの蒼鬱茂盛を讃えている。

『本草綱目』（明、李時珍著）④には、

..... 龍腦香、樟腦香、並殺三蟲.....

とあり、樟腦が、殺虫剤として用いられ、蚤、虱の類を除くのに用いられていた。

..... 天竺桂、沈香、檀香、蘇合香、必粟香、龍腦香、樟腦香、樟材、杉材、楠材、阿  
魏、..... 並主冷氣心腹痛。

と又、気を静め、腹痛を抑える効能を述べ、

..... 樟腦同銖砂楷黃丹肥 塞孔同 白皮塞孔牙白爛.....

と又、歯痛も抑えたと言う。

..... 白礬常用粉之、同蛤粉樟腦擦..... 以枯礬蛤粉樟腦粉之断根。

ともあり、樟腦は皮膚病、体臭を抑えるためにも用いられたとも述べられている。

..... 樟腦可辟壁 蚤蟲。

『諸羅県志』（清、雍正二年、一七二四年、周鐘愷子輯）⑤

卷之十 物産誌 木之屬

樟 大者数抱。四時不彫。葉枝扶疏。垂陰数畝。璋舊志樹老則内腐而虚。其色赤。其  
材細。其味辛烈。作器彫鏤必用之。熬其汁為樟腦。可入菜。

ここでは、その巨木ぶりと同時に、その用途の中に、樟脳製造を見ることができる。

#### 薬之屬

樟脳 見木部。以樟木切片并水浸三日夜入鍋煎之。柳木枝頻攪待汁減半柳上有白霜  
濾去滓傾汁入盆。經宿結塊。北路樟甚多。但少製練者。

とあり、樟脳の製造法を見ることができ、薬品としての樟脳製造がすでに台湾に於いて  
広く生産されていたことがわかる。

『漳州府志』（清、乾隆年間、沈定均等修）⑥

#### 木の屬

樟 枝葉扶疎垂數畝。

『安溪縣志』（乾隆二十二年重修、安溪縣知縣陽湖莊成等輯）⑦

#### 卷之四 木之屬

樟 可做家具安溪舊多有今為官辦船料鮮有存者。

上記二史料は共に台湾の対岸福建省の史料であるが、これには樟木が家具や船舶材料と  
して広く用いられて来たことがわかる。

『台湾府誌』（乾隆二十五年、一七六〇年、余文儀等輯）⑧

#### 卷十八、物産二、草木

樟 北路多有

樟脳 北路甚多

『台湾縣志』（清、嘉慶十二年、一八〇七年、謝金鑾輯）⑨

#### 卷一 地志 物産

内山多美材。其可識者樟、楠、楓、棟、椿、榕、桐、荊、鉄樹、婆羅、簫朗、洗榔  
、鹿仔樹、椿也。

菜

内山多茯苓、大者可二十角遠勝於浙產。鹿茸、鹿茸、鹿角繆、鹿角霜、鹿肚草、檳榔、樟腦、通草、梔子、茜草、薑黃、皆美。

十九世紀に入ってから台湾における各種物産品の中にも樟木、樟腦は重要な品物であったことが分かる。

『彰化県志』（清、道光十六年、李廷璧等修）⑩

樟樹 肌理細而錯縱有文、有者数抱、四時不凋、枝葉扶疎、垂陰数畝。宜於彫刻。氣甚芬烈、熬其汁為漿腦、可入藥品。

樟腦 以樟木切片、井水浸三日夜、入鍋煎之、用柳木枝頻攪、待汁減、柳上有白霜濾去滓、傾入盆、經宿結塊。

以上からは、台湾中部の彰化県に於ける樟腦生産の実態が窺われる。

『葛馬蘭誌』（清、道光二十年、一八四〇年、陳淑均等撰）⑪

卷之六 木之屬

樟 肌理細而錯縱有文、大者数抱、垂陰数畝、宜於彫刻、氣甚芬烈、熬其汁為漿腦、可入藥品、蘭以為大梁柱、細熬樟腦。

樟腦 按本草一名韶腦、初出韶州、状如龍腦、白色樟樹膏脂也、其法以樟木切片、井水浸三日夜入鍋煎之、用柳木枝頻攪、待汁減、柳上有白霜、濾去滓、傾入盆、經宿成塊、乃以清水浸之方不縮化、入藥可通竅、除濕殺蟲。

以上からは、台湾東部の宜蘭地方に於ける樟腦生産の過程を見ることができると同時に樟木の利用法として家屋建材としても多いに用いられていた。

『重修台湾県志』（清、魯鼎梅等修）⑫

木之屬

樟 即豫章、有紅粉二色、液可為腦。水經注謂其枝葉扶疎、垂陰数畝。

藥之屬

樟腦

『淡水廳誌』（同治十年、一八七一年、清淡水同知陳培桂等輯）<sup>⑬</sup>

卷十二 物産

樟□有赤樟粉樟内山最盛軍工需採大者数抱垂陰数畝宜於彫刻氣甚芬烈熬其汁為腦可入藥品。

樟腦□樟木擇其堅實削小片置鐵鍋中以甌囊盛水其中用瓷缸蓋上火蒸一晝夜氣升如粉。

卷十二 攷二 物産攷

淡産與臺屬各處大同而花果有出内地之外者若硫黄樟腦則尤為土産之著洋務之滋實由於此蓋土産不可不攷如是攷物産。

以上からは、台湾四港開港後の様子を知ることができる。即ち同治八年の「樟腦条約」によって、外国商人が台湾内地通過券を得て自由に内地に入ることができるようになり樟腦貿易の実が大いに上がると同時に、その生産も更に増加し、樟腦のみならず、硫黄もまた台湾からの輸出品として増大していった。

『台湾通史』（大正九年、一九二〇年 連雅堂著）<sup>⑭</sup>

卷二十八、 衡志 木之屬

樟 台産甚多有兩種香樟以熬腦臭樟以作船材器具。

卷十八 確賣志 樟腦

台湾産樟北路較盛。樟有兩種。香者可熬腦。臭者僅為器具。

この連横（雅堂）の著した史料からも、香樟からは薬品としての樟腦が、臭樟は船舶材料として用いられていたことが分かる。

『台湾番事物産與商務』（清、同治八年、一八六九年、美國駐廈門領事館李讓禮 C. W Le Gendre 著）訳者不詳。<sup>⑮</sup>

樟腦樹產於內地、至「麥庫里」（今高雄縣六龜鄉）止。葛馬蘭廳兼產有五、六十種雜件木料。合而觀之、計臺地所轄、及「麥庫里」部族止、可為臺地出產最盛地方。

樟腦樹生於內地至「麥庫里」止、葛馬蘭兼有之。

居台灣中段之下甲人、皆以製造樟腦為業、法極簡妙、不似日本之鈍也。日本皆將樟木入釜煮之；臺地則析為細條、每條方圍二寸半、長三寸、叢插於磁罐之內、此器下通湯氣、湯氣上蒸、將逐條樟木之油蒸迫沸湧而出、與松枝之燃迫而出者極似。然後愈蒸愈沸、化為樟氣、上竄於冷水櫃、遇冷凝結、乃成樟腦。

（製法略）

在葛馬蘭廳、產木最多地方只有一處、若許西國採辦、有兩種木料可為造船之用：一曰板莫、一曰樟木。

この史料の著者であるル・ジャンドルは、かつて同治八（一八六九）年の「樟腦条約」締結時の関係者の一人である。故に彼の台湾に於ける樟腦製造に関する知識も、この史料に見られる如く樟木、産地、産品に関する確かな見識を持っていた。

『台湾紀事』（清、光緒元年、吳子光撰）⑩

臺山無正名、多從番語譯出。樹多異類、皆內地所無。……樹至大無過樟、有大至四五圍。樹老心枯、人剔其半以為住房、中間床、榻、厨、竈畢具、可謂自關門戶、較諸申屠蟠因樹為屋、有過之無不及矣。

臺山惟樟木最大、即古稱豫章材。村人業樟腦者、起山寮、作土竈、偵樟樹堅光微臭者削令成片、先浸漬一宿、拾置釜中、上覆以粗網、其下以水火逼之、類人炊黍者、氣騰騰上蒸令透、一晝夜取網出視、四周凝結如霜、是為樟腦。

同治八年の「樟腦專売制」の廃止にともなって、台湾からの樟腦の輸出の増大にしたがい、内地人により粗製製腦が広く各地で行われるようになったことが窺われる。

『淡水廳誌』 卷十一 風俗⑪

日商買估客棧集以淡為臺郡第一貨之大者莫如油米次麻豆次糖菁至樟吃茄籐薯榔通草籐芋之屬多出內山茶葉樟腦又惟內港有之商人擇地所宜雇船裝販近則福州漳泉廈門遠則



寧波上海乍浦天津以及廣東凡港路可通爭相貿易所售之值或易他貨而還。

清朝末期になると、台湾北部の良港淡水に多くの外国商人がさまざまな商品を求めて集まってきた。米・茶・砂糖・硫黄と共に樟脳もまたその重要な産物の一つであった。彼らは、近くは台湾海峡をはさんだ対岸の福州・漳州・泉州・廈門へ、遠きは寧波・上海・天津・廣東へと、その値段の高き所へと争って運んだ。

『福建台湾奏摺』（光緒六年、沈葆楨輯）⑱

台北擬建一府三県摺

台地所産以錠、煤、茶葉、樟脳為大宗、而皆出於淡北……。

明治四（清同治十、一八七一）年冬、琉球貢民が台湾南部の牡丹社の排湾族に殺傷される事件が起こり、日本の台湾出兵に続くわけであるが、清朝は船政大臣沈葆楨を欽差大臣として台湾へ赴かせ、その処理に当たらせた。沈葆楨が台湾に赴任した当時の行政区画は、台湾府と台湾・鳳山・嘉義・彰化の四県と淡水・葛馬蘭二廳であったが、上記史料に見られるごとく、台湾北部の開発が進むにつれて、淡水廳を新竹県と為し、葛馬蘭廳を宜蘭県と為し、孟甲（今の萬華一帯）に淡水県を増設し、新たに臺北府を設けてこれを管轄させた。

そして、この台湾北部から産出される物産の中で石炭・茶葉・樟脳がその主要な物であった。

『平台記略』（清、雍正元年、藍鼎元著）⑲

……以風聞捕治盟敵者数十人、違禁入山 竹木者百餘人、奸匪遂藉為口實、日誣謗官府短長、揺惑人心。……

『台湾通史』卷十八 確賣志⑳

樟脳為台湾特産。當鄭芝龍居臺時。其徒入山開墾。伐樟熬脳。為今嘉義県轄。配售日本。以供藥料。其法傳自泉州。歸清以後。封禁番地。犯者死。康熙五十九年。曾逮熬脳者百数十人治罪。其業漸廢。而山麓細民猶有私熬者。

上記史料からも樟脳が台湾の特産であることが窺われる。また、明末清初の国姓爺こと鄭成功の父鄭芝龍の台湾に居りし時、今の台湾中南部の嘉義県を中心とした地域で、山に入って伐木製脳を行い、樟脳を以て日本との交易品の一つとしたことが知られる。その製脳法も中国福建省の泉州からの渡臺者によってもたらされた物と考えられている。台湾が清朝の版図に入った後は、台湾は封禁の地となったが、密かに渡臺する者が後を絶たず、蕃地に入って伐木製脳に従事する者多く、ついに康熙五十九（一七二〇）年には一度に百数十人を捕らえて刑に処した。これによって其業大いに衰退に向かったが、しかしなお私に製脳する者があった。

雍正三年、閩浙總督滿保奏准臺澎水師戰船。令於台湾設廠修造。以臺道臺協監督。於是南北二路各設軍工料館。採伐大木。以為船料。而檄匠首任之。……匠首率衆入山並許熬腦。以私其利。而他人皆禁也。

その後、十八世紀初め、台湾の南北二路にそれぞれ軍工料館が設けられ、樟木を以て軍船の用材となした。その時樟木を以てその費用に充てた。そこでこの仕事に従事せる工人の頭に製脳を許し、その利を私することを許すのみであった。

#### 『淡水廳誌』卷七 船政④

以道廠戰船需料樟木為多率產於淡之内山番界在孟甲設軍工廠例由道委員辨運為防海哨船所用道光二十三年台湾道熊一本復札淡水同知召充匠首採製軍料運廠策應以副戰艦之需要照舊章限以三月完半六月完全所有該匠收售樟啞慊藤即為斧鋸運料之資而私啞滋盛奸民招集亡命串通蠹役於内山搭寮設竈私煎私售歷經嚴禁在案嗣經 奏開徵稅旋復禁止惟軍工運料乃舊辦理。

この史料からは、台湾北部の淡水地方の内山から樟木が多く産することが知られる。その樟木を以て北路の孟甲（今の臺北萬華）にあった軍工廠で船舶材料として用いられた。しかし同時に道光年間になると、禁を犯して入山し、密かに伐木製脳する者、これまた多いことも知られる。

至私販之弊各港口有之其甚者鷄籠香山二口奸船私以塩來復私易煤炭樟腦米穀而去頗為難治。

ここからは、密かに作られた樟腦を含む台湾の特産、例えば石炭・米などが、大陸廣東の香山より台湾北部の鷄籠（今の基隆）に來航した密貿易船によって塩と交換する形で交易されていたことが伺われる。

### 『台湾通史』卷十七 閩征志②

台湾近年出產茶葉樟腦等釐稅均屬新徵、較此（雜餉徵）多至數倍……。然自通商依賴地利。日關物產。日與糖米茶腦之出口。歲率數百萬圓、米為民食之本供給福建、故無釐。糖每擔二錢。以天津上海為銷路。香港日本次之。茶別徵釐。設局於大稻埕。樟腦之利。或歸官。或歸民。其釐較多。

### 卷十八 確賣志

道光五年。始設軍工廠於孟甲。並設軍工料館。兼辦腦務。內山所熬之腦皆歸所收而後配出。禁烟之役。英船輒至鷄籠。潛以阿片易腦。奸人牟利。私熬日盛。法令幾不能禁咸豐五年。英商德記洋行始與台灣道訂約購能。每擔價十六圓。配赴歐州。而發腦戶僅八圓。利入道署。十年。台灣開港。外商漸至樟腦為出口之貨。歲約二十萬圓台灣道陳方伯議歸官辦。設局收之。同治二年。孟甲料館改為腦館。竹塹後壠大甲等處均設小館以理其事。其時孟甲大甲所出特多。歲各一萬二三千擔。竹塹後壠亦各有一二千擔。而葛馬蘭彰化之內山且有熬者。消用日廣然為官辦故。外商不能獲利。五年安平英領事請歸民辦。兵備道吳大廷不許。駐京英公使以為有阻通商。遂向總理各國事務衙門交涉六年閩浙總督派興泉永道曾獻德至臺與英領事議。八年。廢官辦。新立購腦章程。凡外商入內地採腦。須先向總稅務司請給護照。填明行號姓名。完納出口稅之半。以代內地稅。運至口岸。報明海關。照章納稅而後出口。若無護照者。將腦充公人亦治罪。然非通商口岸。外國商船不得入泊。亦不得私自貿易。九年。始設釐金局徵收腦釐。每百斤課銀五錢。初由商人攬辦。其後歸局。

上記二史料によると、道光年間の阿片戦争以後、清朝の阿片煙を禁止せる時、英国商人は密かに淡水・基隆に至り阿片を以て樟腦と交易した。その後咸豐五（一八五五）年に

英商ジャーデン・マゼソン商会及びデント商会は、在台湾の清朝官吏と契約し、樟脳を輸出して巨利を謀った。その価格は百斤につき十六ドルにして、香港に於ける時価十八ドルと比し均衡を保っていたが、清朝官吏は製脳者にたいして僅かに六ドルを払うに過ぎず、為に巨額の利益を得ていた。次いで咸豐十（一八六〇）年台湾の四港の開港するに及び、樟脳はその輸出品の中心をなした。しかし台湾道陳方伯の議によりこれを専売となし、専ら軍工料館においてこれを買収した。同治五（一八六六）年台湾道吳大廷は樟脳を外国人に売らざるの議を建てた。これに対し英国領事は異議を唱え、ついに英国公使オルコックに照会、清国総理衙門に迫り、八年樟脳取締りに関する「樟脳条約」を定めた。ここにおいて、樟脳専売の制は廃せられ、その脳税は、関税の半額を課したが、九年釐金制を敷き、脳釐を徴収することとし、樟脳百斤につき銀五十五錢を課し、初め民間の請負となしたが、後に釐金局を設けてこれを行った。

#### 『淡水廳誌』卷四 腦釐<sup>㉓</sup>

釐金之名肇於咸豐年間、所以濟稅課之不足名之曰釐。

腦釐 淡彰出產樟木向歸孟甲料館為道署軍工廠料煎腦則傷料數十年來樟腦買賣皆料館操縱腦釐各無賴亦知斂迹。同治五年臺道吳大廷委司料館者有不售樟腦與洋人之說遂為藉口。同治六年委興泉永道曾憲德來臺會同議辦議准洋人自行入山採買樟腦明定章程料館遂名存實亡內山盜匪充斥。同治九年臺道黎兆棠查洋人入山採買樟腦並未按照章程先完子口半稅札飭委員候補府胡斌會同淡水同知設 抽釐每樟腦百斤抽釐銀五角五點與半稅同初議歸民行代收旋徹乃歸各口釐金局員抽收臺地洋商完半稅釐金自此始。

#### 『台灣通史』卷十八 確賣志<sup>㉔</sup>

光緒十三年。巡撫劉銘傳奏言。樟腦一項。近來日本出產甚多。而香港腦價日落。如歸官辦。每石價獲利二三圓。台灣產腦每年約出萬石。....因臣查樟腦硫黃兩項。民間私熬私售。每多械鬪滋事。懇請歸官收買出賣。發給執照出口。以目前情況而論。年可獲利三萬餘圓。以後若能出產較多。銷路較暢。經理得人。日漸推廣。以自有之財。供無窮之用。是於國計民生。兩有裨益也。

この史料は、光緒十三（一八八七）年に、台湾巡撫劉銘傳が樟腦を以て硫黄とともに専売に帰せんと奏した。その議は採用されて、巡撫の下に、腦黄総局を置き、更にその下に腦務総局を、北路の大科坎及び中路の彰化に設け、その下に腦務局又は分局を設け、以て全臺の樟腦事務を総理及び管掌し、且つ防費を腦灶の数に応じて賦課し、撫蕃の經費に充て、製出する所の樟腦は悉く官に収買し、これを特許商人に売却した。

熟考古今律例。鹽硝硫黄均歸官辦。嚴禁私販。除此三項之外。未常別有所禁也。

台湾内山今以出產樟腦之多。奸商寅緣賄賂。挾謀其間。不准他人售賣。是屬無謂。今英商收腦數萬斤。為巡察委員所沒。是則奸商之故意而後至此。即台湾巡撫亦難辭其責。況樟腦一物。原係藥材。未可禁止私販。如英國地多蟲蟻。以腦熏屍。可免蟲蝕。此消用之所以較多也。此後各省新出。不論利益多寡。應先奏明而後拳辦。方為得策。伏乞諭飭台湾巡撫劉銘傳。則將樟腦一項改為民辦。官府但可徵稅。

この史料は、光緒一六（一八九〇）年五月及び同年九月彰化県下鹿港において英国船の樟腦密輸に際し、清朝官吏のために没収される事件を契機として、所謂樟腦事件が再発し、英国商人は領事を経て、清朝官吏の不当を総理衙門に抗告し、その他の国もまた、樟腦専売の制を廃すべきを、清国政府に迫った。そして戸部の覆奏が上記史料である。ここにおいて此の年十一月樟腦の専売を廃止し、全く民間に戻した。

### III. おわりに

「樟腦」の独特の香りは古来より虫害を防ぎ、その樹液は万病の靈薬として見なされてきた。また古代には樟木をくり抜き、舟を作り、近世に至っては船舶建材として利用されてきた。さらに家屋建材、家具、容器、日常道具、楽器にと幅広く人々の生活に結びついていた。本編で見てきた史料からも、「樟腦」は北回帰線をはさみ熱帯と亜熱帯とが存する台湾および、中国福建の泉州・漳州地方で特に古くから生産されてきたことがわかる。更に十六世紀以後、ヨーロッパ諸国は相次いで東南アジア地域に植民地を獲得し、更には中国・台湾にまで進出してきた。十九世紀半ばの阿片戦争を契機として、特に英国商人は自国の駐在領事を頼んで、清朝末期の内政・外交の腐敗したなかでその活

動範囲を広めていった。その中で怡和洋行（ジャーデイン・マゼソン商会）や甸徳洋行（デント商会）に代表される英国商会は、台湾各地に支店を開設して時に非合法的に台湾での「樟腦」貿易に従事していった。台湾においては「樟腦」は同治二（一八六三）年より専売におかれていたが、英国を初めとした欧州列強の強い抗議のもと、同治七（一八六八）年これを撤廃した。下って光緒十三（一八八七）年台湾巡撫劉銘傳の上奏により再び専売となったが、これも光緒一六（一八九〇）年の英国の抗議により再度撤廃されたのである。

このように、古来からの文献の中に樟木及び「樟腦」に関する記載を数多く見ることができる。しかし、その製腦もまた時の要請、対応に大きくかわりながらも、臺灣においては、「樟腦」の重要さは何ら変化することなく製造され続けて行った<sup>⑭</sup>

註

- ① 『欽定全唐詩』 第一函 第八冊 杜甫
- ② 『御選唐宋詩』 乾隆十六年、一七五一年、梁詩正等編
- ③ 『淵鑑類函』 康熙四十年、一七〇一年、禮部尚書張英等編
- ④ 『本草綱目』 明、李時珍著
- ⑤ 『諸羅縣志』 清、雍正二年、一七二四年、周鐘植子輯
- ⑥ 『章州府志』 清、乾隆年間、沈定均等修
- ⑦ 『安溪縣誌』 乾隆二十二年重修、安溪縣知縣陽湖莊成等輯
- ⑧ 『台湾府誌』 乾隆二十五年、一七六〇年、余文儀等輯
- ⑨ 『台湾縣志』（清、嘉慶十二年、一八〇七年、謝金鑾輯
- ⑩ 『彰化縣志』 清、道光十六年、李廷璧等修
- ⑪ 『葛馬蘭誌』 清、道光二十年、一八四〇年、陳淑均等撰
- ⑫ 『重修台湾縣志』 清、魯鼎梅等修
- ⑬ 『淡水廳誌』 同治十年、一八七一年、清淡水同知陳培桂等輯

- ⑭ 『台湾通史』 大正九年、一九二〇年、連雅堂著
- ⑮ 『台湾番事物産與商務』 清、同治八年、一八六九年、美國駐廈門領事李讓禮  
C·W·LeGendre 著 訳者不詳
- ⑯ 『台湾紀事』 清、光緒元年、吳子光撰
- ⑰ 『淡水廳誌』 同治十年、一八七一年、清淡水同知陳培桂等輯
- ⑱ 『福建台湾奏摺』 光緒六年、沈葆楨輯
- ⑲ 『平台記略』 清、雍正元年、藍鼎元著
- ⑳ 『台湾通史』 大正九年、一九二〇年、連雅堂著
- ㉑ 『淡水廳誌』 同治十年、一八七一年、清淡水同知陳培桂等輯
- ㉒ 『台湾通史』 大正九年、一九二〇年、連雅堂著
- ㉓ 『淡水廳誌』 同治十年、一八七一年、清淡水同知陳培桂等輯
- ㉔ 『台湾通史』 大正九年、一九二〇年、連雅堂著
- ㉕ 拙著「清代臺灣に於ける樟腦生産に就いて」 平成六年、一九九四年、  
『松村潤先生古稀記念清代論叢』、汲古書院発行